

高知県地域づくりサポーター（高知県過疎地域等政策支援員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が中山間地域の活性化を図るために配置する「高知県地域づくりサポーター」（以下「サポーター」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 集落活動センターの継続的な運営に向けた人材の確保・育成や、活動に必要な収入の確保、住民の参画意識の向上、情報発信の強化などの取り組みの支援を行う。また、民間会社における営業、経営戦略の企画・実行、広報・宣伝等の経験を活かして、中山間地域の活性化に向けた取り組みをサポートする。

（業務内容）

第3条 サポーターは、地域住民、事業者及び市町村等と連携し、次に掲げる業務を行う。なお、その業務については、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域を有しない市町村の支援業務には従事しないものとする。

- （1）集落活動センターに関する支援（特産品の商品化や旅行商品の企画・提案、情報発信・PR活動等）
- （2）集落活動センター推進協議会に関する支援（連携事業のコーディネート等）
- （3）地域おこし協力隊に関する支援（募集イベントの企画・運営等）
- （4）中山間地域の活性化につながる各種情報の収集・提供及び企画提案

（委嘱）

第4条 サポーターは、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションをとることができる者
- （3）前条第1項に掲げる業務を遂行するにあたり、特産品や観光商品の磨き上げや販路の開拓、宣伝PR、活動の担い手となる人材の掘り起こし・育成に必要な専門知識や実務経験を有していること

（委嘱期間）

第5条 サポーターの委嘱期間は1年とし、必要に応じて更新（年度単位）するものとする。

(身分)

第6条 サポーターの身分は、会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第7条 サポーターの報酬及び費用弁償については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。

(服務)

第8条 サポーターの勤務条件等は、法において一般職として明確に位置付けられたことに伴い、正職員と同様、服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。

(守秘義務)

第9条 サポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第10条 サポーターは、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(解任)

第11条 知事は、サポーターが次の各号の一に該当する場合は、サポーターの任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、サポーターとしての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) サポーターとしてふさわしくない非行があったとき

(県の役割)

第12条 サポーターの活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) サポーター活動に関するコーディネート
- (2) 集落活動センター（地域）、市町村との調整
- (3) その他、サポーターの円滑な活動に必要なこと

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。